

別添

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

1 公表の対象となる行政処分

(1) 公表の対象となる行政処分は、栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において行った、次のアからエに掲げる行政処分（以下「公表対象処分」という。）とする。

ア 認定の取消し（法第7条第1項）

イ 指示処分（公安委員会が行うものに限る。）（法第22条第1項・第25条第2項第1号）

ウ 営業停止命令（法第23条第1項・第25条第2項第2号）

エ 営業廃止命令（法第24条第1項・第25条第2項第3号）

(2) (1)のアからエまでに掲げる行政処分であっても、法第7条第2項及び法第28条等、法第23条第3項及び法第28条等又は法第24条第2項及び法第28条等の規定による同意又は法第23条第2項及び法第28条等による栃木県知事からの要請に際し、栃木県知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合には、公表しないものとする。

また、(1)のアからエまでに掲げる行政処分であっても、公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合には、公表しないものとする。

2 公表の内容

公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 認定番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市区町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

3 公表を行う公安委員会及び公表の方法

(1) 公表は、公表対象処分を行った公安委員会が行うこととする。

(2) 公表は、栃木県警察のウェブサイトにて別記様式第14号を掲載することにより行う。

ただし、当該ウェブサイトには、栃木県へのリンクを設け、「自動車運転代行業者に対しては、栃木県知事が行政処分を行う場合もありますので、こちらも御覧ください。」との記載を設けるものとする。

4 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して2年間とする。

5 実施上の留意事項

行政処分の公表に関し、栃木県警察において実施する安全運転管理者講習等の機会を通じ自動車運転代行業者に対し、行政処分が公表されることとなっていることについて周知すること。